

# 大分大学医学部執行部会議細則

令和5年6月7日制定  
令和5年医学部細則第1-11号

## (趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部の組織に関する規程（平成21年医学部規程第1-1号）第7条の規定により、大分大学医学部執行部会議（以下「執行部会議」という。）に関し必要な事項を定める。

## (協議事項)

第2条 執行部会議は、学部長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項について協議し、助言又は提言を行う。

- (1) 医学部の運営に関する重要事項
- (2) 医学部における意見調整が必要な事項
- (3) その他学部長が必要と認める事項

## (構成)

第3条 執行部会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学部長
- (2) 副学部長
- (3) 学科長
- (4) 病院長
- (5) 医学・病院事務部長
- (6) その他学部長が必要と認める者

2 前項第6号の委員は、学部長が指名する。

## (任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (議長)

第5条 執行部会議に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 議長は、執行部会議を招集する。

3 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代行する。

## (委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

## (専門委員会)

第7条 執行部会議に、特定の事項を調査検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

## (事務)

第8条 執行部会議の事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

## (雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、執行部会議に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この細則は、令和5年7月1日から施行する。